

岩手県告示第 217 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町の区域を変更する旨釜石市長から届出があった。

平成 19 年 3 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

釜石市港町一丁目に編入する区域

釜石市港町一丁目 22 の 1、26 に隣接する公有水面埋立地 33,691.72 平方メートル
備考 関係図面は、釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。